

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十三号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年四月奈良県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。